

平成30年 第11回

共和町農業委員会総会

議 事 録

共和町農業委員会

# 平成30年 第11回 共和町農業委員会総会議事録

開会及び 閉会日時	開 会 平成30年11月29日(木) 午後1時25分 閉 会 平成30年11月29日(木) 午後1時58分					
場 所	共和町役場 3階 委員会室					
出席及び  欠席委員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	小笠原 敏 雄	出席	11	高 橋 正 志	出席
	2	長 門 強	出席	12	水 戸 政 春	出席
	3	天 坂 左太雄	出席	13	小 野 公 志	出席
	4	菊 池 利 昌	出席	14	北 井 清 春	出席
	5	西 本 峯 雄	出席	15	森 孝 之	出席
	6	森 下 昭 夫	欠席	16	石 田 吉 光	出席
	7	岡 田 政 則	出席	17	川 上 芳 浩	出席
	8	澤 田 邦 子	出席	18	上 川 洋 一	出席
	9	澤 田 博 人	出席	19	菱 沼 昇	出席
10	浦 口 義 之	出席	20	今 村 俊 一	出席	
事 務 局 (説明員)	氏 名		出欠 の別	氏 名		出欠 の別
	事務局長	石 井 広 之	出席	農地係	佐 藤 圭 介	出席
	農地係長	堤 秀 人	出席			
議 事 録 署名委員	4 番 菊 池 利 昌 委 員			18 番 上 川 洋 一 委 員		
日 程	順 序 及 び 件 名					
第 1	議事録署名委員の指名について					
第 2	報告第1号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について					
第 3	議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について					
第 4	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について					
第 5	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について					
第 6	議案第4号 現況証明願について					
第 7	議案第5号 平成30年産水稻作況調査の結果について					

(午後 1 時 2 5 分 開会)

◎開会宣言

○議長

只今から平成30年第11回共和町農業委員会総会を開催致します。  
6番 森下委員より欠席報告がなされております。只今の出席委員は、20名中19名で、定足数に達しておりますので、総会は成立して  
ございます。  
なお、本日の提出議案並びに議事日程は、配布のとおりであります。

◎日程第1 議事録署名委員の指名について

○議長

日程第1 本日の議事録署名委員の指名を行います。  
共和町農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、4番 菊池委員、18番 上川委員を指名致します。  
では、早速議案に入ります。

◎日程第2 報告第1号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について

○議長

日程第2 報告第1号 農地所有適格法人の定期報告について、事務局より報告願います。

○事務局

今月の報告は2件です。  
(報告第1号を朗読)  
報告者については全件、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、農作業従事要件の全ての要件を満たしている  
と認めますので、報告します。

○議長

報告が終わりましたので、ご質疑を受けます。  
(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。  
以上で、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告についての報告を終わります。

◎日程第3 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について

○議長

次に、日程第3 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認についてを議題と致します。  
事務局より議案の説明を願います。

○事務局

今回の通知は1件です。  
(議案第1号、議案書を朗読)  
補足ですが、こちらの案件につきましては、この後の議案第2号に関連して、借主の経営移譲に伴い、農地法第3条による借入地を返還する  
ものでございます。年明けの経営移譲手続き完了後に、改めて子の名義で借り受ける予定となっております。通知の内容については、農地法第18条の規定に基づき、引渡期限前6ヶ月以内に合意解約されておりますので、賃貸借の解約が成立している  
と考えます。

○議長

議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。  
(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。  
これより、採決致します。  
合意解約の成立について異議ありませんか。  
(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、合意解約が成立していることを確認いたしました。  
以上で、農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認を終わります。

◎日程第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長 次に、日程第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。  
事務局より議案の説明を願います。

○事務局 今回の申請は2件です。  
(議案第2号、議案書を朗読)  
補足ですが、2番の案件については、兄弟間の贈与になり、弟である譲渡人が体調を崩したことから、兄へ贈与を行うものとなっております。申請内容については全件、農地法第3条第2項各号における不許可事由に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件の全ての要件を満たすため、許可相当と考えます。

○議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。  
(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。  
これより、採決致します。  
申請のとおり、許可を与えることに異議ありませんか。  
(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、許可を与えることに決定致します。

◎日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長 次に、日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と致します。  
事務局より議案の説明を願います。

○事務局 今回の転用申請は1件です。  
(議案第3号、議案書を朗読)  
申請地は、浜中の国道229号線から約700m西側にある町道開進一号線沿いに位置しておりまして、本年3月に砂採取の許可を行い、今週27日付けで完了報告があった場所から約200m南側を新たに掘削するものです。砂採取事業の掘削区域面積は7,833㎡で、他に運搬路や保安区域を含めると、所要面積は合計9,543㎡となります。また、砂採取量は26,136立米という計画になっております。砂採取後は、除去していた表土を用い、1m程度埋め戻しをして整地することによって農地改良とし、畑として利用できるようにするとされております。この土地は農用地区域内農地となりまして、原則転用許可できない

農地ですが、砂利採取を目的とする一時転用などについては、例外的に許可が可能です。申請地は過去の実績からも砂が豊富であり、砂採取できる場所は限られること、また、採取跡地を農地に復元する担保措置が講じられていることなどから、当該地の転用はやむを得ないと考えます。また、この申請と併せて、後志総合振興局が所管する砂利採取法の許可についても同様の内容で申請されておりまして、許可となる見込みです。昨日28日の現地打合せには、農業委員会から特別委員として澤田博人委員と高橋委員が参加しております。なお、北海道農業会議への意見聴取の回答は12月21日を予定しておりますが、転用許可については、砂利採取法の許可を持って、同日付けで行うことになります。

○議長

議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

申請のとおり、許可を与えることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。よって、許可を与えることとし、北海道農業会議の意見を聴取することに決定致します。

#### ◎日程第6 議案第4号 現況証明願について

○議長

次に、日程第6 議案第4号 現況証明願についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局

今回の願い出は6件になります。

(議案第4号、議案書を朗読)

1番の申請地は、国道276号線沿いの前田駐在所付近の私道を、30m程進んだ先に位置しております。申請地の状況ですが、隣接する昭和24年築の住宅敷地として古くから宅地化しておりまして、現在は通路として利用されています。願出人は平成28年にこれらの相続を受けておりますが、申請地及びその南側の私道部分を先月分筆しています。現地調査の結果、非農地化してから相当長期間経過しており、農地としての利用を確保する重要度も低いことから、願い出は相当と考えます。現地調査は、先週の20日に、上川委員、森委員、浦口委員の3名で実施しております。なお、地目変更後は、申請地南側の私道部分とあわせて、隣接地にお住まいのA氏へ譲渡する予定と聞いております。

2番の申請地は、前田の共和高校付近の道道発足前田線沿いで願出人が経営していた養豚業跡地の一部になりまして、道道からは100m程奥に位置しております。申請地の状況ですが、数年前から管理されておらず、現在は一部樹木が生えるなど原野化しております。現地調査の結果、非農地化してから長期間経過しており、農地としての利用を確保する重要度も低いことから、願い出は相当と考えます。現地調査は、先週の20日に、川上委員、浦口委員、上川委員の3名で実施しております。なお、地目変更後は、親族への譲渡を予定していると聞いておりま

す。

3番の申請地は、ホームック共和店付近の国道276号線から町道中老古美線に入り、約100m先の私道を右折した突き当たり付近に位置しておりまして、都市計画法の用途地域内になります。用途は準工業地域ということで、主に環境悪化の恐れのない工場の利便を図るための地域となり、住宅や商店など多様な用途の建物が建築可能となっております。申請地の状況ですが、十年以上前から耕作されておらず、現在は雑種地化しております。また、周辺一帯は願出人の父名義の土地になりまして、直近では平成28年にも同様の証明願があり、証明可と決定しているところです。現地調査の結果、非農地化してから相当長期間経過しており、農地としての利用を確保する重要度も低いことから、願い出は相当と考えます。現地調査は、昨日、北井委員、菱沼委員、菊池委員の3名で実施しております。なお、地目変更後は、土地を貸付け、車庫の建設を予定していると聞いております。

4番の申請地は、岩内町との境界付近の国道276号線から約150m北側の、町道曙二号線と岩内町の町道の交差点に位置しておりまして、都市計画法の用途地域内になります。用途は第二種中高層住居専用地域ということで、中高層住宅の良好な住環境を守るための地域となっております。この申請地については、昭和39年に、住宅、車庫及び工場用地として5条転用申請がありまして、永久転用の許可がされ、願出人の父が所有権を取得しております。その後、昭和47年から住宅などが建っており、平成10年には願出人が相続を受けている状況です。申請地は50年以上前に永久転用の許可を行っている土地であり、現地調査の結果からも、非農地化してから相当長期間経過しており、農地としての利用を確保する必要性はないことから、願い出は相当と考えます。現地調査は、昨日、菊池委員、高橋委員、北井委員の3名で実施しております。

5番の申請地は、岩内町との境界付近の、町道開進線沿いにあるホテル浜中の隣接地になりまして、都市計画法の用途地域内になります。用途は3番の案件と同じく、準工業地域となっております。現在の状況ですが、数十年前から耕作されておらず、一部樹木が生えるなど、原野・雑種地化しております。現地調査の結果、非農地化してから相当長期間経過しており、農地としての利用を確保する必要性はないことから、願い出は相当と考えます。現地調査は、昨日、高橋委員、菊池委員、北井委員の3名で実施しております。

6番の申請地は、北辰小学校付近の道道蕨台古平線を北へ約5km進んだ先にある、B社の産業廃棄物中間処理サイクルセンターから、さらに400m程北側に位置しております。申請地の状況ですが、10年以上前から耕作されておらず、山林・原野化しております。現地調査の結果、非農地化してから相当長期間経過しており、農地としての利用を確保する重要度も低いことから、願い出は相当と考えます。現地調査は、先週の21日に、小野委員、森下委員、長門委員の3名で実施しております。なお、地目変更後は、B社への売買を予定していると聞いて

おります。

○議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。  
(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。  
これより、採決致します。  
願い出のとおり、証明を与えることに異議ありませんか。  
(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、証明を与えることに決定致します。

◎日程第7 議案第5号 平成30年産水稻作況調査の結果について

○議長 次に、日程第7 議案第5号 平成30年産水稻作況調査の結果についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局 (議案第5号、議案書を朗読)

水稻作況調査につきましては、7月30日に町より諮問を受け、9月12日に検見による調査を町内19ヶ所の圃場で行ったところ。当日の調査結果は、調査終了後に取りまとめてお配りしましたとおり、8.8俵となっております。その後、関係機関の数値がほぼ出揃ったことから、先週の22日に五役会議を開催し、調査結果の調整について検討を行いました。関係機関の資料によりますと、今年の水稲は、やはり6月中旬から7月中旬まで続いた日照不足の影響が大きいということで、7月下旬の好天による遅発分げつの有効化で穂数は回復したものの平年より少なく、穂当たりの粒数はやや多いとのことですが、青未熟粒が多いことから収穫量は平年より劣り、品質についてもやや不良とのこと。また、後志の作況指数は、10月15日現在で94の不良となっております。全道的に平成21年以来9年振りの不作となる見通しとのこと。今年の見見による調査結果につきましては、小数点第2位まで算出しますと、8.79俵になりますが、五役からは実際に刈り取った実感や、先月の総会后に皆様から伺った各地区の状況を踏まえまして、圃場によって差はあるものの、平均すれば調査結果を若干下回っているということで見解が一致しました。そのため、調査結果を調整することとしまして、後志の作況指数が9月15日現在の95から94に1ポイント減少したことを考慮して、作況指数の減少率を小数点第2位までの調査結果8.79に掛けて算出した8.70俵、重量換算522.0kgを今年の決定反収としまして、また、特記事項としまして、今年はほぼ年間を通して不順な天候が続いたことから、添付資料下段のとおり、天候不順による整粒不足という文言を記載するという協議結果になりましたので、皆様にお諮りしたいと思います。なお、決定した反収は、本日までで農業委員会から町へ報告いたします。

○議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。  
(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。  
これより、採決致します。

町平均反収を8.70俵とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。よって、農業委員会の決定反収を8.70俵とすることに決定致します。

◎閉会宣言

○議長

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了致しました。  
これにて、平成30年第11回共和町農業委員会総会を閉会します。

(午後 1 時 5 8 分 閉会)



農業委員会等に関する法律第33条の規定により、この議事録を作成し、

会議内容を記載し、その相違ないことを証するため、署名押印する。

平成30年11月29日

議長(農業委員会会長) 今村俊一 印

議事録署名委員 4 番 菊池利昌 印

議事録署名委員 18 番 上川洋一 印